

第 32 回津地区合併協議会（法定）

会議録（要旨）

日 時 平成 16 年 10 月 12 日（火）午後 1 時 00 分～午後 1 時 40 分
場 所 津市役所 8 階 大会議室
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

皆さん、こんにちは。一言開会に当たりましてご挨拶を申し上げたいと思います。ただ今ご案内をいたしました。32 回でございます。委員の皆さん方には、お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。台風が 2 週続きでございました。21 号の台風の対策やら後始末やら調査やら、いろいろまだ皆さんがお仕事の最中、22 号ということになりました。心配をいたしましたけれども、こちらの方は足早に抜けてくれましたので、私の方の市の話で恐縮ですが、お祭りも一日させていただきました。皆さん方にはご参加をいただきまして、また皆さん方の住民の皆さんも多くいらしていただきまして、盛り上げていただき本当にありがとうございました。お礼申し上げます。さて今日は合併期日につきまして前回の協議会の後、協議資料を 10 月 4 日に皆さんに送らせていただきました。それを元にいろいろとご議論いただいたわけですが、今日はそれをご協議いただきたいと思います。それでは、早速会議に入らせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。それでは会議次第 3 に入ります前に協議会規約第 9 条第 2 項におきまして会長は会議の議長となるとありますので、これより会議の進行を議長に移させていただきます。本日、渡邊委員、木下委員におかれましては所用のためご欠席とのこと連絡をいただいております。それでは、会長よろしく願いいたします。

会 長 それでは、津地区合併協議会規約第 9 条第 2 項の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。委員の皆さんにおかれましては、格別議事運営にご協力をお願い申し上げます。それでは、本日の議事に入ります。先ず、本日の会議は委員の皆さん 23 人の出席で津地区合併協議会規約第 9 条第 1 項の規定を満たし当会議が成立しておりますことをご報告を申し上げます。次に本日の会議録の署名委員をお願い申し上げます。芸濃町長の横山さん、お願いをいたします。美里村議会市町村合併調査特別委員長の永田委員さん、お願いをいたします。3 号委員からは青木委員さん、お願いをいたします。以上三名にお願いをいたします。それでは、会議次第の 3 に入ります。

3 議 事

(1) 協議事項

協議第 120 号 合併の期日について

- 会 長 協議第 120 号合併期日（修正案）でございます。これにつきましてご協議いただきたいと思ひます。前回の協議会におきまして、合併期日（修正案）といたしまして、平成 18 年 1 月 1 日とするとしてご提案を申し上げました。その理由につきましては、申し上げてまいりましたが、一つは合併期日につきましては、各市町村から出された、いろんな意見の中で多くの団体が円滑に新市に移行できる、こういう期日が望ましいこと。もう一つは平成 18 年度は当初から新たな制度で事業を実施する必要があります。そのために予算等につきまして事前に新しい市長、新しい市議会での検討審議の日程が少なくとも 1 か半月程度は確保したいし、それが確保できる日程であります。こういう観点から調整をさせていただきました。これを本日の第 32 回協議会で合併期日の修正案といたしまして協議をしていただくよう、お願いをいたします。それぞれの皆さん方でご検討をいただいたと存じますので、発表をしていただきますと共に、またご意見等がございましたら、お願いをいただきたいと思ひます。それでは、例によりまして、申し訳ありませんが順次ご発言をいただきたい、こんなふうに思ひます。今日は、こっちから、すいませんが、津の議長さんからお願いをいたします。
- 中川_隆委員 はい。こちらからということですので、津市の議会の発表をさせていただきます。合併期日は提案されました平成 18 年 1 月 1 日に賛成であります。以上です。
- 会 長 それでは、お願いします。
- 水谷委員 河芸町でございますが、提案されました 18 年 1 月 1 日につきまして、評決を取りました結果、18 名中 12 名が賛成、3 名が反対、あと欠が 1 名ございますけど、規定によって議長、委員長が参加しておりません。以上でございます。
- 会 長 ありがとうございます。それでは、お願いします。
- 柴田委員 芸濃町議会でございます。芸濃町議会は 18 年 1 月 1 日について、賛成多数ということをお願いしたいと思ひます。
- 会 長 ありがとうございます。それでは、美里さん。
- 永田委員 美里村でございます。18 年 1 月 1 日ということにつきましては、私どももいろいろ意見はございました。そういった中ではありますけれども賛成ということでございます。意見につきましては、後日またこういった機会でご述べさせていただきたい、このように思ひます。
- 会 長 はい、かしこまりました。それでは、安濃町さん。
- 浅生委員 安濃町でございます。18 年 1 月 1 日には、おおかたの方が賛成でございます。
- 会 長 ありがとうございます。それでは、美杉さんお願いします。
- 今井委員 美杉村は 4 日に協議会を持ちました。原案賛成でございます。
- 会 長 ありがとうございます。それでは、
- 天花寺委員 白山町でございます。私どもは去る 7 日全員でもって構成する合併特別委員会を開催いたしまして、賛成多数をもって修正案どおり合併期日を 18 年 1 月 1 日にすることに賛成を確認いたしました。以上でございます。
- 会 長 ありがとうございます。それでは、
- 中川_雅委員 一志町でございます。私ども 10 月 7 日に全員協議会を持ちまして、この問題を協議をいたしました。18 年 1 月 1 日ということで議長に一任ということで終了いたしました。中で一応意見がございまして、特に先般申し上げました合併特例区の設置については是非ともそういったことを実現して欲しいという強い要望がございました。何度かくどいようでございますけれども、是非ともこれを議題に乗せてご協議をいただきたいということでございました。以上です。
- 会 長 ありがとうございます。それでは、香良洲さん。
- 藤川委員 香良洲、全協で協議させていただいた結果、18 年 1 月 1 日で全員賛成ということでございます。
- 会 長 ありがとうございます。それでは、最後になりましたが久居市さん。
- 小田委員 久居市議会の結論を申し上げます。合併期日の修正案平成 18 年 1 月 1 日については、

久居市議会としましては全会一致で承認をいたしました。なお、延期された期間を有効に活用し、未調整の重要課題を始め一部公共料金等について再協議のうえ調整をお願いをしたい。また合併協定書についても今後十分な審議ができるように取り計らっていただくよう強く要望いたしたいでございます。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。一通りお伺いをいたしました。美里さんからは意見があったので、またあとの機会に、こういうお話もございましたし、一志町さん、また久居市さんから、それぞれのご要望がございました。かねがね申し上げておりますが、公共料金それから組織機構等の重要課題の協議につきましては、ただ今ご要望がありますように、まだ具体という形で皆さんにご相談もしていかなければならない部分も残っております。これからも丁寧にこの協議会でそのご相談をやってまいりたい、こんなふうに思いますので、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。私といたしましても、そのためにも、できるだけ早く市町村議会の議決を皆さんをお願いをいたしまして、具体的な協議を行ってまいりますと共に、それから、もう一つ大事なことは住民の皆さん方に対しましての説明であると思っております。本日一つの形ということで、まとまりますれば大きな項目4つは、これで埋まりましたし、住民の皆さん方の今までたくさん協議会に寄せられておりますご意見を拝見いたしましても、この私が修正提案をさせていただきました18年1月1日でご理解いただくのには、やはりもう少しご説明をしなければと思うところもありました。それは、それぞれの団体の皆さん方での議論等を通じて、またお考えになっていらっしゃるかと思いますので、私は敢えてそれ以上のことは申しませんが、どうぞ、期日が一致いたしまして合併をしていく為に住民の皆様へのお心遣いをよろしくをお願いを申し上げたいと思っております。さあ、それで少し申し上げましたが、今の皆さんのご報告に何かご質問またはご意見がございましたら、お願いをいただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。それでは、ご異議がございませんようでありますので、あっ、失礼しました。どうぞ、おっしゃってください。

鈴木_秀委員 ご異議ではございませんけれども、この予定が当初より大幅に9か月間遅れることに関しまして、住民の納得を得られるのに少し時間が掛かるというふうに、今、会長さんからのご説明がございましたが、この新市の合併する市町村が全国的にも非常に例のない10の市町村が合併するという。それから、その枠組を維持しながら今回その期日を9か月延長するという。それから、私ども商工会議所は、ちょっと、順序が逆に、多分来年の4月1日に合併ということで準備を進め、今度全国の商工会議所の法律の変更で議員の任期も今回変更になって、実はこの津商工会議所、久居商工会議所の合併というのは、その第1号ということになっているようでございますので多分4月1日合併、これも9か月延長でも多分問題なく進むのではないかとというような、いろんなことから考えましたら、やはり住民の納得、そういうことをいろいろ考えていきますと、得られるのではないかなということでございますので、あと一息会長には是非頑張ってくださいというふうに思います。

会 長 ありがとうございます。ただ今、商工会議所のお話もございましたけれども、日本商工会議所の中での考え方で、今、鈴木さんがおっしゃった第1号というふうにも承っておりますし、それだけ期待されることも多いのかな、会議所さん以外にいろんな団体が、やはり行政が合併することありますれば、合わしていかなければと思っている団体もございます。そういう方からも非常に私どもの結論を待っていただいていた様子でございますので、是非またご相談がございましたら、うまくご指導をいただけたらと、こんなふうに思います。それでは、協議第120号合併の期日修正案につきましては、修正案の内容を平成18年1月1日とするということで確認をさせていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それで、本日、この残っております合併期日を協議ご確認をいたしましたことによりまして、すべての協定項目の確認をいただいたこととなります。これから速やかに合併協定書の調印式でありますとか、各市町村議会の合併関連議案の提案と、こういうことに進んでまいります。よろしくお願いを申し上げます。会議次第では次回の協議予定事項はお示ししておりませんが、本日合併期日を確認していただきましたことから、本日以降合併期日の決定に伴い、これまで確認をしていただきました合併協定項目の中の期日に関連する記載部分を修正する必要がございますので、合併協定項目の修正についてを今後ご協議をいただきたいと思っております。そして、今回の修正部分とこれまでに協議会でご確認をいただきました合併協定項目の内容を元にいたしまして、合併協定書の調整を行いますので併せてご確認をいただきたいと思っております。それから新市まちづくり計画につきましても合併期日の決定に伴いまして計画年度を平成 17 年度から平成 26 年度の 10 年間から平成 18 年度から平成 27 年度に修正をする必要が生じてまいります。そんなことから、またこの新市まちづくり計画の修正についてご協議をいただきたいと思っております。更に項目のすべてが確認をされましたことによりまして、市町村の配置分合の議案と同時に各市町村議会で議決が必要となっております地域審議会の設置に係る協議について、これは個別の議決が必要となっております。これにつきまして協議第 122 号地域審議会の設置に関する協議についてをご協議をいただきたいと思っております。これらの協議資料につきましては、幹事会で早急に詰めまして調整をいたしまして 10 月 15 日金曜日でございますが、委員の皆さんにお配りをさせていただきますので、それぞれの市町村でご検討いただきますようお願いいたします。以上申し上げましたことで、ご質疑等がございませんでしょうか。よろしゅうございますか。なお、調印式の日程とか、議会議決をお願いする日程と、そういったことには申し上げませんでしたし、私もまだ、触れるというふうには思っておりません。でありますけれども、調印式の日程は今度 26 日予定の協議会でございますが、こういったことをご確認いただきますならば、11 月上旬ぐらいをご提案をしたいと思っております。それから議会議決につきましては、それぞれの市町村さんの議題日程のことでもございますので、これは私といたしましては 2 号委員の皆さん方に、このことをお願いしようかな、このことのまとめをお願いしようかな、こんなふうには思っております。私といたしましては、なるべく早く、この圏域がうまくまとまったな、こういったように、評価もしていただき住民の皆様方からも自信を持って進めていただけるように、こんなふうには思ひまして、県知事にも早く合併申請を行っていきたく、こんなふうには思ひます。そういうことを申し上げてまいりましたが、小田議長さん、何か、はい、ご発言がございましたので、失礼をいたしました。

小田委員 今、ご説明いただきました 10 月 15 日金曜日に配布していただく中身でございますけど、これは例えば合併協定書につきましては、意見等を加味された上で修正していただいたものは合併協定書に記述していただくのか、その点ですね、あるいはそれに追加なり記述なり、お願いしたいという場合には、どういう形にお願いしていけばよろしいですか。

会 長 ただ今のご質問ですが、先程も申し上げましたように、幹事会で少し詰めて、そして文案にしたいというふうにも思っておりますし、それでは、その内容を幹事長さん、少しご説明をしてあげてください。

幹事長 はい。ご説明申し上げます。今回 10 月 26 日が次回の協議会でございます。そこでご協議をいただきますのは、今回 18 年 1 月 1 日ということで合併期日をご確認をいただきましたので、これまでに協議で確認をいただきました協議項目について、記述的にいろんなといいますか修正をする必要が出てまいります。それに関連すること、例えば 17 年度から実施というものを 18 年度からという形で 1 年時期を変更する等々の修正がどうしても必要になってまいりますので、それについての確認をお願いしたい

と思っております。それで、協定書の内容でございますけれども、以前8月だったと思います、8月の最初の協議会で協定書案ということで、こちらの協議会で配布をさせていただきましたが、その後いろいろご意見もいただいております。それで、今回の協定書につきましては、協議会で確認をいただいた協定項目をそのまま協定書の案という形にしたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

会 長 小田議長さん、お聞きいただきましたでしょうか。なお、ご意見がありましたら。
小田委員 そういたしますと、前の数字は別といたしまして、内容的には前のものに戻ったと、そういう格好になるように思っております。例えば、追加等をお願いするとうふうなことは、これについては、いかがでしょうか。

幹 事 長 追加といいますか、先程の公共料金の再協議ということで、どの部分を追加、協定項目につきましては協議会の方で、これを協定項目とするという形でご確認をいただいております。内容についても協議会の方で確認をいただいておりますから、仮に何か項目を追加なり削除するというのであれば、協議会の方でご議論いただければ、その内容について各市町村と詰めてまいりたいと思っておりますけれども。

会 長 いかがですか。

小田委員 そうしますと、現在この場で申し上げてということでございますか。それとも、また別な場ということですか。それはどうでしょう。

会 長 それでは、今日は少し時間もありますから、この場でお話いただくことがございましたら、どうぞ。

小田委員 細かいことになりますので、先に他の方に伺いまして先にやっていただいて、あとからでも時間掛かるんで、どうですか。

会 長 あの、いろんなことがありますか。ちょっと、すいません、皆さん。今、久居の議長さんがおっしゃったような内容で、何かご発言ございますか。それでは、ございませんようですから、小田議長さん、どうぞ、お続けになってください。

小田委員 先程申し上げました延期になりました期間を最大限に有効に使うということで、未調整、あるいは、調整は終わったというふうになっておるんですけど、まだ完全に終わってないというふうなこと等につきまして、これは、やはり、協定書の中に反映させていただかないかということもあろうかと思っておりますので、そのへんを協定書の中に追加なりしていただければという考えから今申し上げました。たくさんあるわけでございますけれど、多岐多様にわたりますので全部というわけにいきませんので、協定書の中ということでございますと代表的なことだけをと申し上げたいと思っております。支所の問題とか、いろいろ一般事務の取扱いとか、いろいろあるんですけど、協定書の中で一番心配しておりますのは市民の安心、安全でございます。今年はいろいろな事情が起こってきました。市民の生命、財産を守る上において重要な事項であります災害対象については、合併に伴って1日の空白も、これは生じることはできないということになっておると思っております。それで、特に災害時の重要な司令塔になる災害対策本部については、災害対策基本法の第23条第6項の規定によると対策本部条例として、これは定めなさいということになっておりますので、これは条例事項になっているんじゃないかと思っております。そうしますと、合併時の専決の関係にもなってくるわけでございますけれど、少なくとも、災害対策本部については合併時に新しい組織を編成するとの文言を入れる等して、そして市民に本当に安全、安心感を与えていただくという必要もあるのではないかと思います。それから、一般職の問題、あるいは、我々申し上げておりました公共料金等の問題につきましては、協定書の中というよりも、運用協議の問題になりますので、これ、また別の機会に申し上げたい。

会 長 今回の安全対策に絞りますと、災害対策本部の設置についてのお話がありました。ご主旨は今のお話で分かりますし、幹事会にそのことを検討させまして、皆さんからも幹事さんが出ていらっしゃると思いますので、次の幹事会ぐらいで、そのことをご議

論をしていただくのに、そんなに資料はいらないと思いますので、また、それぞれの幹事さんに命令をなさっておいてください。久居の議長さんの主旨のように、うまくまとまって、案に加筆できるようであれば、そうしたいなと思いますので、暫く幹事会の議論に、ちょっと、お願いして。それでは、ただ今のご意見、はい、どうぞ、一志町さん。

中川_雅委員 先程、地域審議会の設置に関する協議というのは出したわけですが、私ども申し上げております特例区に関することについては、このご協議をいただけるのでしょうか、どういうふうにお考えですか。お伺いしたいと思います。

会 長 前回もこのことについてお話しして、幹事長から地域審議会の考え方というのをご説明をいたしましたけれども、それで、まだご納得いただけないようであれば、どうぞ、もっと個々に説明をいたしますから、というふうに確か申し上げました。それでも、まだ一志町議会としては、ご納得いただいておりますか。

中川_雅委員 先日、助役さんにお目にかかりたいということで連絡をしたんですけども、ご都合が悪くてお目にかかることができません。いろいろ、ずっと私も調べておりますのに全くその調査、あるいは、全く審議がなされていないということは、お話はあっても決して協議をされたような状況ではないということも分かっておりますし、助役さんがおっしゃる特例区と一緒にようなことも協議会でもやれるんであって、別に新たに特例区を設ける必要はないんじゃないかというご意見もございました。やれるのであれば、特例区を設けてもらった方がかえっていいんじゃないか、そんなふうに私らの議会は皆言うとするわけなものでして、もう一度とにかく協議にのせていただいて、皆さんからのご意見も聞いて協議をしていただきたい。それが、私どもの議会の意向なんでございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

会 長 この間も申し上げましたけれども、今度地域審議会の形でお出しをするわけです。それで、このことは、ちょっと、この間も失礼なことを申し上げましたけれども、この協議会で地域のそれぞれのご意見をどういうふうにして、新しい市の意志決定といいましょうか、そういった機関に上げたり参加したり仕事をしていく、こんなような仕組みをずっとやってきたわけです。それで、その仕組みの中で地域審議会の形と、それから、支所の充実ということ、それから、支所長に一つの権限を、こういったことを組み合わせれば、ご懸念になっておりますところの問題は解消できるのではないかと、こんなふうに今まで議論してきた。それは、お隣にいらっしゃる町長さんにも伺っていただければ、その経過というのは、このことは非常に大事なことでございますから長いこと、いろんな角度でやってきたわけですし、そういうことから私はこの地域審議会の問題につきましては、これを設けるということで一つの方向が決まっておりますと、こんなふうに思いますので、是非ご理解をいただきたいと。なお、幹事長にアポイント取っていただいて、できなかつたって申し訳ありませんでした。できるだけ、そういった説明責任といいましょうか、ご説明を申し上げることが足りないことによって、ご理解が得られないというようなことは残念なことでございますので、なるべく議長さんにもご理解いただけるようにしてまいりたいと。いろいろと申し上げましたけれども、地域審議会を設けるということで当協議会は進めてまいりたい、こんなふうに思います。

中川_雅委員 今、おっしゃった通りのことだと思っておりますけれども、私どもとしては何らそれらの審議がなされていないという感じで受け止めておりますので、前座で協議をして地域審議会でもよろしいですけれども、それ以上に特例区の場合は、中央集権にこの広大な面積を有する市町村が隅々まで意向が行き届くのかどうかということ、非常に疑問を持っていますので、是非とも、そういうことで議論をしていただき、どこの市町村さんも、そんなに必要ないとおっしゃるのやったら止めたいと思いますけれども、一応議題に乗せて話をさせていただきたい。そういうことを思っておるわけなんですけれども、どうも。

会 長 よく分かりました。それでは議長さん、一志町さんがお考えの、その考え方を、これを議論せえというんじゃないかと、こういうもんなんだと、こういうような格好で組み立ててこうすれば、今、協議会が申し上げている地域審議会よりも、こんなところがいいじゃないかとか、そういうふうの一つ幹事に幹事長さんから上げておいていただけませんかでしょうか。そして、そこで議論していただいて次の協議会でお互いといいたいまいしょうか、お互いじゃなくて一志町さんの一つの具体案というものも、皆さんにお話をして、こうなりましたとか、こうしようとか、いろいろお話ができればいいんじゃないかと思います。

中川_雅委員 当然、うちの助役さん、幹事に出席をしておりますので、いろいろ中身を聞かしてもらいました。従って、是非とも、その性質がかなり違うと思うんですね。そういうことを議題にしてもらって、ご協議いただいて、それで、なおかつあかんだら、これまたやむ得ないことやと思うんですねけれども、是非ともそうして欲しいという強い要望でございますので、一つご理解いただきたいと思います。

会 長 いかがでございますでしょうか。今のご意見、それから、私の考え方もお聞きをいただいたと思います。それでは、特にこれ以上のご意見がございませんようでしたら、あと次回の日程等につきまして事務局に説明をさせますので、お聞き取りをください。はい、どうぞ、どうぞ。

小田委員 今、一志の議長さんのおっしゃられることもっとものことだと思います。これも、法令によって決められておりますので協議に乗せていただいて、制度は別として議会の方がご納得いただけるような回答なり、ご見解をお示しいただければ、というふうでないかと、それから、あと、細部につきまして、これは幹事会等に上げることによって処理させていただいてよろしいわけですか。

会 長 その場で皆さん方が聞かれますし、幹事さんそれぞれ首長さん、議長さんに、また意志疎通をおやりになりますから、それでいいと思います。

小田委員 じゃ、そういうことで。

会 長 さあ、それではお願いします。

4 次回の協議会（第33回）について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時 平成 16 年 10 月 26 日（火）午後 1 時 30 分

場 所 津センターパレス 津市センターパレスホール

会 長 ただ今、26日1時30分からセンターパレスと申し上げましたが、よろしゅうございまいしょうか。何かご用のおありの方も出てくるかも知れませんが、大勢のメンバーでございますので、今申し上げました日程でご協力をいただきたい、こんなふうに思っています。他に事務局ありますか。

事務局長 ございません。

会 長 それでは、ありがとうございます。本日予定をいたしました事項は以上でございます。閉会に当たりまして、もう一度ご挨拶を申し上げます。久居市さん、それから、一志町さんからご意見がございまして、幹事会等を通じましてご意見の部分は披露してまいりたいと思いますが、協定項目という形でおまとめをいただく項目は、これですべて確認をしていただき、若干の修正を加えての確認ということになるかと思っております。2年半以上にわたりまして委員の皆さん方には、ご熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。なかなか協議会長といたしましても、まとめの不行き届きがあったかと思っておりますが、一つここで段落をいたしました時に改めて感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。でも、まだこれから協定書を確認して議会の議決を得て、その間、ずっとお認めをいただきました18年1月1日まで、いろんなことを詰めていきます。なるべく、私はもちろん新市の市長、新市の議員が

新しい市ということで理念を持ってやっていかなきゃならん、そこんところの議論に、そうそう口を差し挟むつもりもございませんけれども、しかし、さぁっと、いった以上、あっちこっちの例でいろいろと見られますように、いや出発してから何かまた戸惑っているようなことは、なるべく、これだけの日数を皆さんと一緒に詰めていこうというご確認をいただきましたものですから、なるべく内容にしたいと、こんなふうに思いますので、また格段のご協力をお願いを申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

平成 16 年 10 月 29 日

署名委員 1号委員 芸濃町長

横 山 雅 宏 印

2号委員 美里村議会市町村合併調査特別委員長

永 田 正 印

3号委員 三重県津地方県民局長

青 木 彰 彦 印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。